

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和元年 11 月 29 日付けの生活保護廃止通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った、同月 8 日を廃止日とした生活保護法（以下「法」という。）26 条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

本件処分通知書の理由に他市への転出とありますが、〇〇市の住民票から転出届はしていなく、住民票を令和 2 年 1 月に取ったところ、〇〇市の住所が私の住民票の住所となっています。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の

規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年11月13日	諮問
令和 3年 1月21日	審議（第51回第1部会）
令和 3年 2月26日	審議（第52回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の対象者及びその居住地

法19条1項の規定によれば、都道府県知事、市長（特別区の長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（同項1号）、及び、居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（同項2号）に対し、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第2は、保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであるとしている。

また、平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問2-28（答）は、住居登録について、居住地認定のための有力な参考資料ではあるが、必ずしも絶対的なものではないとしている。

なお、次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。

(2) 保護の廃止

法26条の規定によれば、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

したがって、保護の実施機関は、被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有するとは認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解される（大阪地方裁判所平成16年3月18日判決・判例地方自治264号91頁）。

(3) 変更の届出義務

法61条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、被保護者の居住地は居住事実がある場所をいうものとされるところ（1・(1)）、処分庁は、旧住居の現地確認の内容、請求人に新住居を紹介したNPO法人職

員からの聴取内容、旧住居の家主からの聴取内容及び令和元年1月7日に家主により旧住居内の請求人の荷物が片付けられている事実等を踏まえた上で、同月8日付けで請求人の保護を廃止することを決定した（本件処分）ことが認められる。

これらの事実からすれば、本件処分に係る請求人の保護廃止日である同日には、既に、請求人は保護の実施機関である〇〇市長の管理に属する福祉事務所の所管区域に、居住地及び現在地を有しているとはいえない状態になっていたと判断できる。

したがって、請求人が「転出（都内の市区へ）」したことを理由として、同日を保護の廃止日として行われた本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいて適正に行われたものと認めることができ、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のことから、本件処分は違法又は不当である旨主張しているようである。

しかしながら、請求人の住民登録の内容にかかわらず、請求人の居住の実態が旧住居ではなく新住居にあり、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹